

結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) (省略)
- (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。
 - ① 貯金者が口座開設時点において20歳(2022年4月1日からは18歳)以上50歳未満であること
 - ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること
 - ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2015年4月1日から2025年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること
 - ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること(2019年4月1日以後の贈与について適用)
 - ⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと
 - ⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店(所)または他の金融機関(以下「他の支店等」という。)に提出していないこと(ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く)
 - ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること
 - ⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること
- (3) (省略)

2. ~17. (省略)

以上
(2023年4月1日現在)

結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) (省略)
- (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。
 - ① 貯金者が口座開設時点において20歳(2022年4月1日からは18歳)以上50歳未満であること
 - ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること
 - ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2015年4月1日から2023年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること
 - ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること(2019年4月1日以後の贈与について適用)
 - ⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと
 - ⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店(所)または他の金融機関(以下「他の支店等」という。)に提出していないこと(ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く)
 - ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること
 - ⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること
- (3) (省略)

2. ~17. (省略)

以上
(2021年4月1日現在)